

中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を撤去する費用について、中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金（以下「補助金」という。）に関し、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ブロック塀」とは、コンクリートブロック造りの塀及び門柱をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、道路に面したブロック塀で、道路の通行人の安全を確保するために撤去する必要があるブロック塀（以下「危険ブロック塀」という。）の全部又は一部を撤去する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 撤去するブロック塀において、別表に掲げる危険ブロック塀の判定基準を満たしていない項目が1項目以上であること。
- (2) 過去に同一敷地でこの要綱による補助金を交付されていないこと。
- (3) ブロック塀が設置されている土地又は家屋の所有者が町税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、撤去する危険ブロック塀の面積（道路に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。以下「見付け面積」という。）に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見付け面積1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、10万円を超えないものとする。
- (2) 危険ブロック塀の撤去費の額が前号の額に満たない場合は、その撤去費の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀を含む建物所有権を確認することができるもの
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 納税証明書等の町税の滞納がないことを証するもの

(4) 付近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と判断したときは、中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 工事請求書の写し

(2) 工事領収書の写し

(3) 施工後の工事写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。